

夕張市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、夕張市広告掲載要綱（平成19年12月26日施行）に定めるもののほか、広告掲載に係る基準について必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業者
- (2) 商品先物取引又は貸金に係る事業者
- (3) 法令に違反する医療類似行為を行う事業者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (5) たばこ及びアルコール飲料に係るもの（ただし、市長が特に必要と認めるものは除く。）
- (6) 賭博に係る業種
- (7) 社会問題を起している業種や事業者
- (8) その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと思われるもの

(表示基準)

第3条 掲載する広告の表示内容については、次のことに留意するものとする。

- (1) 語学教室等
 - ア 一か月で確実にマスターできる等の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
- (2) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）
 - ア 合格率などの実績を掲載する場合は、実績年も併せて表示する。この場合、当該実績は確実な資料に基づかなければならない。
- (3) 外国大学の日本校
 - ア 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません」という主旨を明確に表示すること。
- (4) 資格講座
 - ア 受講する資格の内容を明記すること。また、あたかも国家資格であるといった誤解を招くような表示はしない。
 - イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないよう、「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」など、資格取得に必要な事項を表示する。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院・診療所・助産所

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第69条又は第71条及び歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第26条の規定の範囲内で表示すること。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならない。

ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならない。

エ 当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは表示できない。

オ マークを表示することは可能であるが、必ず文字を併記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を事由に用いることはできない。

(6) 施術所(あん摩マッサージ指圧はり・きゅう・柔道整復)

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定の範囲内で表示すること。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(カイロプラクティック、整体、エステティック等)の広告掲載はできない。

(7) 薬局・薬店・医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具

ア 薬事法(昭和35年法律第145号)第66条から第68条までの規定及び医薬品等適正広告基準(厚生省約務局長通知昭和55年薬発第1339号)の規定の範囲内で表示すること。

イ 効能、効果及び安心を保証するような表示(使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等)は掲載できない。

(8) 健康食品・機能性食品・特別用途食品

ア 医薬品等適正広告基準の規定の範囲内で表示すること。

イ 医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などの表示は掲載できない。

(9) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約(平成17年公正取引委員会告示第23号)による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

(10) 弁護士・税理士・公認会計士等

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容に限定する。

(11) 旅行業

ア 登録番号、所在地等を明記し、不当表示に注意すること。

(12) 通信販売業

ア 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する事項を掲載しなければならない。

(13) 雑誌・週刊誌等

ア 以下のものは掲載してはならない。

(ア) 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの

(イ) 虚偽、又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの

(ウ) プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの

(エ) 有害図書と認められるもの

(14) 映画・興業等

ア 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(15) 古物商・リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可を受けていること。

(16) 結婚相談所・交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(17) 質屋・チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等は表示しない。

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(18) 募金

ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

(19) その他、表示について注意を要するもの

ア 割引価格の表示については、「メーカー希望価格の10%引き」など、根拠を明確に表示すること。

イ 肖像権・著作権について無断使用がないか確認すること。

ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示するとともに、電話番号は固定番

号とし、携帯電話やPHSのみは認めない。

エ 無料で参加・体験できるもので、費用がかかる場合があるときは、その旨明示すること。

(個別の基準)

第4条 前2条に定める基準のほか、広告媒体の性質に応じ必要となる基準は、当該広告媒体を所管する課の長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年12月26日から施行する。